

平成 25 年（ワ）第 1992 号 損害賠償請求事件

平成 26 年（ワ）第 422 号 損害賠償請求事件

原 告 [REDACTED] 外 81 名

被 告 国、東京電力株式会社

準備書面 4

（原告らの被害実態）

平成 26 年 10 月 31 日

神戸地方裁判所第 2 民事部合議 C 係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 弁護士 古 殿 宣 敬 代

同 辰 巳 裕 規 代

同 日 野 哲 志 代

同 前 田 麻 衣 代

同 坂 本 知 可 代

同 清 田 美 夏 代

外

目 次

第 1 はじめに.....	1
第 2 避難に至るまでの苦悩と被ばくへの恐怖、過酷な避難行為.....	2
1 事故直後の混乱の中での避難	2
2 苦渋の決断を経ての避難	7
3 被ばくに対する恐怖、健康被害への不安	11
第 3 先の見えない避難生活、避難後も続く苦しみや不安.....	13
1 本件事故までに築き上げた社会生活関係との分断	13
(1) 地域社会からの分断	13
(2) 被害者らの分断	16
(3) 家族の分断	19
2 避難生活での孤立・孤独感、葛藤	26
(1) 避難生活における不安、孤独感、ストレス	26
(2) 避難先での不十分な支援、周囲との温度差	27
(3) 避難を続けることへの葛藤	29
3 生活基盤の崩壊・経済的困窮	30
(1) 仕事の喪失	30
(2) 生活費の増加・経済的困窮	31
(3) 避難先での不安定な住宅基盤	32
第 4 生涯消えることのない被ばくによる健康被害への恐怖	34
第 5 避難生活の継続や帰還についての苦悩や葛藤	36
1 容易ではない帰還	36
2 帰還に伴う更なる負担	37
第 6 子どもたちの受けた被害	37

1	避難するまでの制限された生活	37
2	避難による家族の別離	39
3	避難元の仲間との突然の別離や避難先でのいじめ	39
第 7	おわりに	41

第1 はじめに

本件は、被告らの国家賠償法又は不法行為に基づく損害賠償責任を問う訴訟であるが、その最大の目的は、言うまでもなく原告となつた被害者の救済を図るところにある。すなわち、原発事故による原告らの悲惨な被害実態を浮き彫りにした上で、被告らの法的責任を全うさせ、この被害による苦痛を和らげ平穏な生活が確保されるだけの十分な措置が講じられることを期して、原告らは主張立証を尽くし、訴訟追行しているのである。

したがって、原告らの被害の実態に迫ることなくして法的議論が成立する余地はない。当事者はもとより裁判所も含めた訴訟関係者において、原告らをはじめ多数の被害者が避難を余儀なくされた客観的な状況についてリアリティをもって認識し、一人ひとりの胸の内に存する主観的な葛藤や苦悩について深い共感をもって理解しない限り、責任の所在をめぐる違法論も空疎な机上の論議に終始することとなろう。そのような訴訟の展開では、決して適正な解決に結びつかない。

これまでの訴訟史において、国賠訴訟を通じて数多くの被害者の救済が図られてきたが、いずれの案件でも被害者の具体的な被害状況が詳細に認定されてきた。本件も例外ではない。

現在、全国各地で原発事故にかかる損害賠償請求訴訟が提起されており、本件もそのうちの一件として位置付けられる。その中にあって、本件において特筆すべきことがある。それは、原発事故により、遠く離れたこの兵庫の地まで避難してきた人々が、原告のほとんどを占めているということである。被害地域と兵庫県では、地理的・物理的に極めて遠距離であり、文化も気候も違い、事故の受け止め方にも大きな温度差もあり（この温度差を埋めることも大切で

ある。), 職場も人間関係も地域社会との関係も失わざるを得ないにもかかわらず, あえてこの地での避難生活を選択せざるを得なかつた原告らの苦悩は, 被害地の近隣へ避難した人々とは様相が異なる。そのため, 被害実態は極めて多様かつ複合的で, それぞれの被害要因が複雑に絡み合うことで, より一層深刻なダメージを与えている。

被害の大きな要因となっているのは, 言うまでもなく放射性物質により被ばくすることへの恐怖である。「恐怖感」は, 客観的な数値によって表現できるものではなく, 生活や環境あるいは身体条件などと総合して, 合理的に理解できるかどうかが判断される概念である。したがって, まずもって重視すべきは被害者の主観的認識というべきである。

本準備書面では, 今後の損害論を展開する上で不可欠の前提となり, また, 違法論に関する議論が緊迫感をもって展開されるようにするために, 原告らをはじめとする被害者が経験した「生の事実」を中心に, これを聞き取り書きの形で引用しつつ, 被害の実態を克明に述べることとする。

第2 避難に至るまでの苦悩と被ばくへの恐怖, 過酷な避難行為

1 事故直後の混乱の中での避難

平成23年3月11日午後7時03分に政府によって原子力緊急事態宣言が出されたが, その情報は十分には伝わらなかった。そのため, 多くの人が, 放射性物質が飛散する地域に居住しながら, 福島第一原発で事故が発生していることにさえ気づいていなかった。

避難者の中には, とにかく避難したほうがよいという口伝えの情報だけを頼りに, 状況を把握できないまま, 避難指示とは無関係に避難を始めた者も少なくなかった。避難指示を聞いて避難を始めた

者であっても、原発事故による避難であることや放射線被ばくの危険があることが伝わっておらず、結局、避難者は、お互いメールなどで情報交換しながら、なぜ避難しなければならないのか、どこに避難すればよいのか、いつ戻れるようになるのかもまるで分からないまま、貴重品も持たずに、とにかく着の身着のままで避難することを余儀なくされた（甲A1号証342頁等参照）。

福島県南相馬市から避難した原告番号56は、原発事故翌日に避難時の混乱や家族との別れを惜しむ間もなく避難せざるを得なかつた状況について語っている。

私は、妻と当時6か月の子ども、飼い猫1匹と共に、最小限の荷物だけを自家用車に乗せて、まずは埼玉の妹の家へ避難しました。大好きな故郷であり、建てたばかりの自宅があり、骨を埋める覚悟でいた南相馬市を離れること、混乱のなか両親を残していくことは本当につらいことでしたが、私は守るべき生後6か月の子どもがいましたので、とにかく安全な場所へと避難することにしたのです。父母や祖父たちと別れを惜しむ間もなく出発し、3月12日の夜に出発し、夜通し運転して埼玉に向かいました。途中、ガソリンを入れるために長蛇の列に並び、いざガソリンを入れられると思っても、給油量には制限があり、埼玉まで無事にたどり着けるのか不安を抱えながらの移動でした。いつ底をつくかわからないガソリン、避難範囲が20kmまで拡大し、大渋滞で動かない道路、止まることのない余震。走り慣れない道をどこまでたどり着けるのだろうと不安でいっぱいでした。

また、福島県南相馬市から避難した原告番号10は、情報が得ら

れないなかで、最低限の荷物だけを持って、愛犬を残しての避難を余儀なくされたと述べている。

3月11日の地震の後、私は犬1匹と猫2匹を飼っていたので、避難所に避難しませんでした。電気も停まっており、節約のためにラジオも聴いていなかったので、私たち家族は原発が爆発したことを知りませんでした。3月14日か15日頃、スーパーで並んでいたとき、原発が爆発したらしいと初めて近所の人から聞きました。そして、マスクをつけ帽子をかぶって、身体を覆った方がいいと言われました。私は半信半疑でしたが、なるべく外出せず、部屋の空気を入れ換えないようにしました。3月16日になると、市の広報車が翌17日の夜に体育館に集まるようにと放送して回りました。私は、何の話だろうと思いながら、妻と娘とともに体育館に集まりました。すると、住民全員に避難命令が出たこと、翌18日の朝に避難用のバスを出すので、乗る者は名簿に名前を書くようにと伝えられました。バスの行き先は、新潟か群馬だが当日まで未定だとのことでした。バスには、ペットはおろか荷物すら持ち込めないとのことで、ペットを置いては逃げられないと思い、名簿を書かずに体育館を出ました。その後、幸い、親しくしていた近所の方が、私たち家族を心配してくれて、関西での避難先を紹介してくださいました。私たちは、最低限の荷物をまとめ、連れて行くことのできない犬は警察犬訓練学校に預け、福島空港へ向かいました。

国会事故調報告書（甲A1号証345頁）によっても明らかにされたように、ほとんど情報がない中での避難であり、かつ、避難指

示が遅れた上に指示区域が徐々に拡大されるという経過を辿ったことから、ようやくの思いで到着した避難場所も線量が高く、さらなる避難をしなければならない、避難場所が受入人数を超えており再度避難しなければならないなど、複数回の避難をせざるを得ない事態も生じた。

本件事故直後の混乱のなか、政府や自治体からの信頼できる情報提供もなく、正確な情報がつかめないなか、多くの人々は、家族、特に子どもたちの安全を守るために、離れ離れの生活を選択させられたのである。

福島県岩瀬郡から母子避難している原告番号11は、原発事故から数日後に、母子だけで避難したときの不安や家族に十分な説明できないまま避難してしまったことのつらさを述べている。

原発事故が報道されるようになってから、一番心配していたのは当時10か月の長女のことでした。某電力関係の友達からの「できるだけ遠くへ、避難したほうがいい」というメールが何度もあり、一方、地元のニュースでは、「換気扇は止めて」「できるだけ屋外に出ないで」「どうしても外に出る場合はタオル等で口を押さえて」等という報道がされるようになりました。そんな中ここにいていいのか?と思い、飛行機が飛んでいると思い立ち、しばらく地元を離れることを夫と相談しました。夫は、仕事の関係で避難することはできないので、私と長女だけが避難することに決めました。家族と離れ離れになり、幼い長女と二人だけで関西に行くことには不安もありました。それでも、よくわからない状況の中で、娘を外に出すこともできないような場所で育てていくことはできない。何の心配もなく、安心して普通に暮らせる安全

な場所を求めて、避難生活はスタートしました。避難を始めたときは、こんなにも長期化することは想像もしていなかつたので、最小限の荷物（ほぼ娘のもの）だけをトランクに詰めて出発しました。避難すると決めて即日出発しましたので、夫以外の家族にはちゃんとした説明をする時間もなく、ろくに挨拶もできないまま家をあとにしました。当時入院中の義母はその半年後に亡くなり、長女を含めた家族生活が短くなってしまったことを今でも悲しく思っています。

義父との間では、いまだに避難についてきちんと話ができておらず、わだかまりが残っています。

福島県郡山市から母子避難をしている原告番号40は、避難元の異様な状況、夫が避難後、単身で避難元に戻らざるを得なかつた状況、不安を述べている。

震災直後は、混乱の中、水と食料の調達・確保に追われていました。福島第一原発が爆発し、事故を起こしていたことを知りましたが、事故当初、危険な地域は原発から10km圏内だと言われており、郡山市は原発から55km離れていましたから、安全だと思い、避難することなど考えもしませんでした。しかし、原発で3回目の爆発が起こったときは、さすがに恐怖を感じました。このまま郡山に居続けることはできない、とりあえずどこでもいいから逃げようと思いました。夫の勤務先からも避難できる人は避難するよう言われておりましたので、私達家族は避難することを決意しました。3月16日には、私の住んでいたマンションからは皆避難していましたようではほとんど車がなくなっていました、私達以外誰もいな

いような状況でした。まさに異常事態なのだと感じました。

夫の会社が那須塩原まで避難者のためにバスを出してくれていたのですが、私はできる限り早くどこへでも逃げたいと思い、飛行機のチケットを探しました。幸いなことに、福島からより遠い名古屋までの便がとれることになりました。私達は、とりあえず名古屋まで行き、そこから私達夫婦の実家のある関西へ向かうことにしました。福島空港は、当時非常に混雑していました。飛行機のチケットを取るために、泊まり込んでいる人たちも大勢いました。

神戸に着いてからは、私は二人の子どもと一緒に実家に滞在していました。夫は、大阪にある夫の実家に泊まっていましたが、一週間程して会社から連絡があり、郡山に帰ることになりました。夫が郡山に戻るときには、また原発が爆発を起こしたら夫はどうなるんだろうと本当に不安になりましたが、やむをえず見送りました。子どもたちは、夫が郡山に戻るときには泣いていました。私は、神戸に避難をしてきた当初は、1ヶ月くらいの避難を見込んでいました。しかし状況は一向によくならず、気付けば3ヶ月も避難生活を続けていました。福島原発はメルトダウンを起こしており、再度爆発する危険もありました。こうして、夫は郡山で、私と二人の子どもは神戸で離れ離れで生活するという日々が続くことになりました。

2 苦渋の決断を経ての避難

区域外の避難者らの中には、本件事故直後に避難をした者ばかりではなく、考え抜いた末、苦渋の決断として避難を選択した者、仕

事などに区切りをつけたり身辺整理をしたりしたうえで避難をした者も数多くいる。放射線の健康への影響についてさまざまな情報が飛び交い、被告国や被告東京電力からの情報にも不信感を抱かざるを得ない状況のなか、生活の糧でありやりがいを感じていた仕事、学校、住居、人間関係など、これまでの生活をすべて失ってでも、父と母子が離れ離れになる二重生活を覚悟してでも、被ばくを避けたいという思いから避難を決断したのである。

福島県いわき市から避難した原告番号34は、夫や義理の両親から避難について反対されているなか、子どもを守りたいという強い思いから避難を決意したと述べている。

夫や義理の両親からは「何の保証もされないので、今の生活を捨てて見知らぬ土地へ避難するなんて地獄を見るだけだ。」と反対され、話すら聞いてもらえなくなりました。それでも私は「反対を押し切ってでも私が子どもを守るしかない」「誰にも言わず避難しよう」と何度も自分に言い聞かせ、母子避難することを決めました。覚悟を決めたのは「家族を捨て、仕事も辞め、故郷を捨てても子どもの命と健康を守りたい。この子たちを守れるのは私だけだ。」という強い思いからでした。子どもが大きくなって原発事故や放射能の恐ろしさを理解した時、「どうしてママは避難しなかったの？逃げてくれなかったの？」と言うかもしれない。あるいは、そうした思いを誰にも言えずに胸にとどめ、一人苦しむかもしれない。そんな子どもの姿まで目に浮かんできました。

また、福島市から避難した原告番号46は、子どもたちを守るた

めには仕事を続けることが困難であると考え、葛藤はあったものの、やりがいを感じていた職場を退職することを決断したと述べている。

平成23年5月までは兵庫の実家に、8月までは東京の妻の実家に母子避難させ、その後、山形に家族で避難していました。山形で生活している間は、新幹線で福島の職場まで通勤しました。通勤の負担やいろいろなストレスが原因となつたのか、かなりの不整脈となり、このままでは身体が危ないという状況になってしましました。妻とは、いつまで避難を続けるのかということで話をしましたが、すぐに仕事を辞めるわけにもいかず、かなり気をもみました。しかし、子どもたちのためにも定住できるところに避難しなければと考えていました。

職場は私が退職するまでに既に3人が辞めていました。会社的にも小さい子どもがいる人は辞めるんじゃないかと予想していたようで、「君もか」「しょうがないよね」といった同情的な言葉もわりと聞こえてきました。

私としては、職場に辞めることを告げてからも辛かったです。上司と対立したわけでもなく、良い関係で、仕事ができていました。職場に対しては本当に申し訳ないという思いがあります。

原発事故がなければ、仕事を辞めることなどありませんでした。望んでいた研究職につくことができ、やりがいを感じていました。上司にも恵まれており、居心地の良い職場でした。原発事故が起き、子どものことがあります、辞めないという選択肢はありませんでしたが、それでも、辞めたくないという思いはなかなか消えませんでした。新しい場所に移ってう

まくいくかは分かりません。独身であれば福島にいたと思います。仕事を辞めて避難をするか、子どもを守ることが最優先だと分かっていてもこの葛藤はものすごくありました。

福島市から避難した原告番号82, 83の夫婦は、当初母子避難をし、その後、夫も一緒に避難することを決意したが、本件事故がなければ、夫が仕事を続けながら家族と一緒に暮らすというあたり前の生活ができていたのに、本件事故によってそれが一変してしまったつらさや悔しさを述べている。

(妻) 平成24年3月までの11ヶ月間を、母子3人で過ごしました。この時期が、精神的に、もっともつらい時期であったことは間違いないありません。私自身が仕事を失い、自宅にも帰れず、家族も離れ離れで、いつまでその生活が続くのか先の見えない状況の中で、言葉にならない喪失感・絶望感・孤独感に耐えながら、一日一日をやっと生きているという状況でした。子どもたちもまだ幼く、かわいい盛りで、本来なら家族が一番幸せであるはずだった時期であることを思うと、悔しくて切なくて仕方がありませんでした。そんな生活に限界を感じ、何度も夫と話し合いを重ねる中、家族が再び一緒に暮らすことだけを望んで移住の決心をしました。そして、「家族が一緒に暮らす」という本来なら当たり前であるはずの生活と引き換えに、ただひとつ私たちに残されていた夫の仕事までも失うことになったのです。

(夫)家族で住んでいた建てたばかりの家に一人で暮らす日々は耐え難いものがありました。1か月に1度程度は、妻子に会いに行きましたが、帰り際に寂しがってなくわが子を振り切って福島に戻るときは涙が止まりませんでした。自宅は、除染前後で放射線量の測定を行いましたが、除染後も放射線量は本件事故前ではとても考えられない高い値が続いており、自分自身の健康についても不安を感じました。本件事故さえなければ味わうことのなかつたさまざまな辛い思いをしました。妻子も慣れない土地での避難生活に苦しんでいましたが、私も一人福島に残って生活を続けることに限界を感じていました。収入は減り、身分も不安定になることを覚悟し、避難を決意しました。私は、福島で教師をしており、忙しい毎日でしたが、未来を担う子どもたちを育てることに生きがいを感じており、福島の子どもたちのために力を尽くそうと決めていました。子どもたちの卒業を見届けることもできないまま職を離れることはとてもつらいものでした。

3 被ばくに対する恐怖、健康被害への不安

避難者らは、本件事故後、放射線の健康への影響について十分な情報が得られず、様々な見解が飛び交う中での決断を強いられた。そして、「被ばくをしたのではないか」、「子どもを被ばくさせてしまったのではないか」、「今後、甲状腺ガンなどの疾病が発症するのではないか」と健康への不安を抱えながら日々過ごしている。

本件事故発生直後、住民に対する内部被ばくの調査等が極めて重要であったにもかかわらず、十分な調査がなされることはなかった。

また、個々人が、線量計を常に携帯できたわけでもなく、ホール・ボディ・カウンタによる検査が、継続的かつ広範な地域で実施されているわけでもない。避難者らは、被ばくの程度を確認する手段さえもなく、このことが、避難者ら、とりわけ子どもを持つ母親や妊婦らに非常に大きな精神的不安をもたらしている。

福島県南相馬市から避難した原告番号56は、何も知らされないまま行動したことにより更なる被ばくをしてしまったことへの憤りや将来の健康被害への恐怖を語っている。

震災翌日の平成23年3月12日、妻と子どもは水を確保したり、買い物に行ったりと外出をしていました。しかし、今から思うと、その時には既に原発事故は生じていて、大量の放射線が私たちの住む地域にも飛散していたはずです。また、3月12日、私たちは、福島県道12号原町川俣線を使用し、国道4号線を経て避難しました。その福島県道12号原町川俣線のルートこそが、後にSPEEDIで明らかになった放射性物質拡散の方向と同じルートであって、放射性物質と同じ方向に私たちは車を走らせていました。

私は、今でも、妻と子どもが、そして自分があのとき被ばくしてしまったのではないかと不安でたまりません。特に、子どもは当時わずか生後6ヶ月でしたので、大人より強く放射線の影響を受けているはずです。子どもに何も影響が出ないことを毎日祈っていますが、本当につらい気持ちです。原発事故さえなければこんな恐怖に怯えることはなかったのに、どうしてこんな思いで毎日を過ごさなければならないのかと強い憤りを感じます。

また、福島市から避難した原告番号49は、正確な情報が得られないなか、自らの行動により子どもたちを被ばくさせてしまったのではないか、将来、健康に影響が出てしまうのではないかと自責の念にかられている。

地震で自宅のなかはめちゃくちゃになりました。翌3月12日は、窓を開けて、家の中を整理していました。そのとき、原発が爆発したというニュースを見ました。ラジオからは「外に出ないでください。外にている人はコンクリートの建物の中に逃げてください」と流れています。私は、放射能に汚染されたのか言いようのない不安に襲われましたが、しばらくすると、「原発は大丈夫です」というニュースが流れました。何が本当なのか、わからなくなりましたが、正確な情報を誰も把握していないのだと思うと、さらに怖くなりました。怖くなって、やみくもに山の方に車で逃げたこともありました。福島県は危険だと考えましたが、親族は福島県内にしかおらず、すぐに逃げることはできませんでした。福島から避難するまでの間、3月12日に窓を開けて生活したりと、子どもたちを被ばくさせてしまったのではないか、放射能の影響がでるのではないかと心配になります。子どもたちの健康のことを考えると、避難せざるをえなかったと今でも思います。

第3 先の見えない避難生活、避難後も続く苦しみや不安

1 本件事故までに築き上げた社会生活関係との分断

(1) 地域社会からの分断

多くの避難者は、本件事故により、長年住み慣れた故郷を離れ

ざるを得なくなり、愛着のある故郷で人生を全うすることができなくなつた。

福島市から夫や娘たちとともに避難した原告番号81は、長年夫婦で暮らしてきた福島への思い、避難により病気が悪化し、福島に戻ることなく亡くなつた夫の無念さを語っている。

兵庫に来た平成24年3月の時点でも、夫と私は兵庫に永住するつもりはありませんでした。娘たちが自立出来たなら、私たち夫婦は福島に帰るつもりで、その時期を約一年とみていました。娘達は、兵庫で生活していくと決めていました。ですが、私たち夫婦の住まいはあくまで福島の家だと思っていました。もちろん、福島市内であっても高濃度の汚染がみられ、放射能に対する恐怖はとてもぬぐいきることはできませんでしたが、その頃には福島の町も除染も進み、落ち着いているのかもしれないと思ったのと、私たちは年も年だし、放射能の影響も若い人たちよりも少ないと聞いていたからです。

兵庫に来てから一番の計算違いは、夫の病気が一気に進み、福島へ兵庫間の往復が容易には出来なくなってしまった事です。兵庫の病院で主治医の先生の話しによりますと、放射能事故に関わる一連のショックが病気の引き金になったとも考えられるとの事でした。非常に惨いことだと思います。でも、何と言っても、長年住んでいた故郷をそう簡単には捨てられないいろいろな想いがあります。夫は病床で『皆を連れて爆発前の福島に帰りたい』としきりに言っていました。しかしそれもかなわぬ夢となりました。

夫は、東京で生まれましたが、戦時中空襲を逃れて福島に

來たそうです。福島育ちの私と結婚し、本件事故までずっと福島で暮らしてきました。福島では二人で建てた家に住み、15年ほど前からは長女のパン製造販売の店を手伝ってきました。次女の家族も近くに住んでおり、孫の世話を手伝って成長を間近で見守ってきました。夫婦で入る墓も福島で購入しており、家族、友人知人、親戚らに囲まれて福島で穏やかな人生を全うするはずでした。福島には、いつでも帰れる家があり、友達、親戚、知人があり、家の窓からは西に吾妻山、安達太良山が見え、それはそれは美しいのです。

ところが、本件事故が起き、私たちは人生を大きく狂わされました。夫は、本件事故のショックや避難生活のストレスで、本件事故後体を壊しました。当初は福島と関西を行き来していたのですが、少しずつ難しくなりました。それでも、平成25年11月までは元気に歩いていて、「お正月には福島に帰ろうね」と言い合っていました。ところが12月からさらに体調が悪化し、帰省はかないませんでした。その後も夫の体調は悪化の一途をたどり、平成26年4月3日、無念にも息を引き取ることになったのです。夫は、東電や国を責めるようなことは言いませんでしたが、「どうしてこんなことになったのか。」「福島に帰りたい。」などと繰り返し言っていました。夫は人一倍福島への思いが強くありましたが、家族のことを考え、一人で福島へ帰るとは言いませんでした。結局福島に戻ることなく亡くなってしまって、どんなにか無念であったろうと思います。本件事故がなければ、夫はまだまだ元気でいたはずなのにと思わずにはいられません。

私は、夫と福島に帰ることを目標に、夫の介護をしてきま

した。夫が亡くなつて目標を見失いました。夫の葬儀は兵庫と福島で行いました。ですが、福島の墓は、娘らが福島に帰らなければ無縁仏になってしまいますので、夫の弟が管理する東京の墓に納骨し、福島の墓は手放しました。

(2) 被害者らの分断

ア 被告国による線引きによる分断

被告国による避難等を巡る「指示」や「区域」等の設定、被告東京電力による賠償基準の差は、避難者らに避難を選択するか否かに関しての軋轢を生じさせたにとどまらず、避難者らの分断・対立という新たな被害を生み出し、避難者らを苦しめている。すなわち、放射能による被ばくの恐怖から逃れるために避難した者について、区域外、区域内でその生活の不便さに違いなどはないはずである。しかし、区域外・区域内という被告国の設定、当該設定に基づく被告国や地方自治体の公的支援（住宅支援、医療費の免除、義援金の分配、避難先での行政サービスの享受の有無等）の差、被告東京電力の金銭賠償の不平等な取扱いにより、本件事故の被害者は、区域内避難者、区域外避難者、（区域外に）留まる者と細かく分断させられ、対立させられるという新たな被害を被っている。

イ 区域外避難者の苦悩

また、避難者らの地域社会からの分断は、いわゆる「区域内」、「区域外」という「線引き」によってもより深刻化している。区域外避難者らは、被ばくによる健康への影響について科学的にも様々な知見が存在するなか、リスクがあるならば被ばくを避けて生命や健康を守りたいという思いから、避難を選択した。

このような避難行為は、何ら責められるものではなく社会通念上相当な行為である。それにもかかわらず、現在、被告国や被告東京電力は、この区分けを盾に、避難者らを分断し、区域外避難者の被害に全くといつていいほど目を向けようとしていない。多くの区域外避難者らは、避難を決断したことによる周囲との軋轢に苦しみ、また、被告東京電力から十分な賠償を受けられない、被告国による十分な支援が受けられないなど極めて過酷な状況に置かれている。

(区域外避難者は、家族や周囲から、「国が大丈夫と言っているのになぜ避難しているのか。」と、避難したことを咎められ、避難に伴う困難について「自己責任」であるかのように責められ、避難に伴う経済的、体力的負担を感じる日々のなか、「避難する」という選択を否定され、精神的にも追い詰められている。

福島県郡山市から避難した原告番号1 [] は、避難を決意したことに対する周囲の反応は賛否両論あったが、多くの人の本音は、様々な事情で「避難したくてもできない」というものだったと感じたと述べている。

(私自身は、平成24年1月に避難をしました。避難を決意した私に対する周囲の反応は、賛否両論ありました。理解を示してくれる人もいましたが、「お前は店をやめて仕事を捨てられるからいいが、自分は仕事を辞められないんだ。ふざげるな」という友人もいました。多くの人は、避難したいが仕事や家があって離れることができないというのが本音だったのだろうと思います。

そして、離れて暮らす家族や友人から、避難をしていることに

ついて理解を得られず、孤立感を深めるなど、人間関係に軋轢を生じさせている者も数多くいる。

福島県郡山市から避難した原告番号53は、避難元での良好だった関係が壊れ、避難についての話題を口にすることさえできないと述べている。

去年（平成25年）の7月に私の中学校の同窓会があったので、福島に戻り、久しぶりに友人と会うことができました。周りの友人で県外に避難している人は50人に5人くらいです。それでも二重生活で金銭的に厳しく、福島に帰らなければならぬという人もいました。同窓会では、避難の話はできませんでした。福島に残っている友とのギャップがあり、「なんで戻ってこないの？」とか「うまい具合に避難できてよかったです」と言われてしまうので、友人の間では、避難の話は自然とタブーのようになってしまっています。福島の友人たちに避難生活がつらいなどと相談することなどできません。

区域外避難者らは、避難を続ければ続けるほど、これまでの人間関係が壊れ、軋轢が生じていくなかで、避難したことが本当に正しかったのかと日々苦しみ葛藤している。

ウ 分断による人間関係の破壊

本来、区域内避難者、区域外避難者、留まる者、いずれも本件事故の被害者であり、相互に助け合いながら、被害の回復を共に求めていく立場にある。しかし、彼らは、自らの立場を非難されるのではないかと周囲の目を恐れざるを得なくなり、本件事故による放射能汚染、避難、賠償等のことを自由に語れな

い状況におかれ、分断はより深いものになりつつある。

このように、被告国や被告東京電力によって作られた恣意的な分断により、避難者らは、放射能による被害のみならず、人間同士の関係まで破壊されるという被害を受けている。

(3) 家族の分断

ア 物理的・精神的別離

避難者らは、家族ごとにまとまって避難をできたわけではなく、家族が物理的にも精神的にも離ればなれになってしまうこともある。

特に区域外避難者においては、父親（夫）が仕事の関係などで避難元に残らざるを得ず、母子のみが避難するという状況が生じている。避難元と避難先との二重生活により、家賃、光熱費等は増加し、経済的な負担は家計を圧迫している。関西と避難元を行き来するのは、物理的な距離、経済的な負担からすれば容易ではなく、分断された父子は、これまであたりまえのようにできていた自由な交流が図れなくなっている。避難者からは、家族の十分な交流ができないことによる子どもの成長への影響を心配する声や夫の被ばくを心配する声、夫の負担や子どもへの影響を考え、避難し続けることへの葛藤を訴える声も多く聞かれる。

福島県岩瀬郡から、母子避難している原告番号11は、これまで当たり前だった家族一緒に生活ができないつらさ、夫の健康などへの不安、成長するにつれて父親と離れ離れの生活を娘が我慢している様子などを述べている。

私たちが避難してから、夫は、月1回、週末に飛行機で神戸に来てくれます。避難当時、娘はまだ生後10か月と幼く、

家族の状況は理解していなかったため、会いにきた夫といつも夫が福島に戻るとき泣いてしまいましたが、1歳、2歳と娘が成長するにつれて、夫が福島に帰ってしまうことを泣いて嫌がるようになりました。それでも、「パパは仕事で、私たちは神戸にいなくてはいけないから仕方がないんだ」と娘なりに我慢していましたが

平成25年5月に夫が福島に帰るとき、娘が初めて大声で「パパ行かないで」と叫び、いつまでも号泣したときは本当にづらかったです。最近は、夫が神戸に来ると、「パパは今度は何日神戸にいられるの?」と言い、帰る前の日からずっと「福島に帰らないで」と夫に言うようになりました。娘は当然ですが少しでも長く父親と一緒にいたいと思っているようで、避難を始めた最初の頃は玄関先での見送りだったのが、今は「もうちょっと送る」「あの角まで送る」と言いながら、結局駅まで見送りに行ってやっと「パパー!」と姿が見えなくなるまでバイバイしてあきらめます。翌朝別れ際には泣くのを我慢して、夫に「パパ行ってらっしゃい」と言い、夫が帰ってからずっと泣いています。

娘が我慢している姿を見るのはとてもつらいです。夫も、帰り際は目を真っ赤にして帰っていきます。娘が生後10か月の時に神戸に避難をしたので、娘の誕生日のお祝いは、いつも私と二人だけで、大切な娘の誕生日を夫と一緒に祝ってあげられたことがありません。

娘が今一番求めているものは、「家族揃っての生活」です。ことあるごとに「パパとママと私と」「かぞくで」という言葉を発します。

また、夫と離れ離れの暮らしを始めてから、夫の心身の健康や食生活も心配です。

夫は、私と娘が避難生活を続けることを理解し応援してくれていますが、離れ離れの生活が続くことで、肉体的にも精神的にも多大な負担をかけています。

原発事故がなければ、家族一緒にご飯を食べ、毎日その日あったことをお互い話し合い、時にはけんかもしたり…そんな【普通の生活】を送ることができたのですが、そのたわいもない、でもかけがえのない、ありふれた幸せな暮らしを私たちには奪われたのです。

私たちは、特別な生活を望んでいるわけではなく、『普通の』『あたり前の』家族が揃って、安心して元気に過ごすという生活がしたいだけなのですが、原発事故によりそれすらできなくなってしまいました。

福島県郡山市から避難した母子避難している原告番号40は、家族が離れ離れに暮らすことには葛藤があり、持病を抱えていることもあり、母子だけでの生活には常に不安があると述べている。

子どもたちは、原発事故の際にはまだ幼かったため、郡山での生活をあまりよく覚えていないようです。ですから、父親との生活も覚えていません。子どもたちは、なんとなくですが、家族が離れて暮らさざるをえないことをわかっているようです。今では、夫が神戸から郡山に帰るときもそれほど寂しがるということではなく、「またね。」と言って別れます。時々郡山に帰った際にも、自宅に帰るというよりは、遊びに

行っているという感覚のようです。しかし、私は、子どもたちのそういう姿を見ると、いつも、「これが当たり前の家族の姿ではない。」と思ってしまいます。私が、子どもたちに、お父さんと暮らしたいかと聞くと、何も言いません。子どもたちは子どもたちなりに色々と考えているのかもしれません。私には、生まれつき心臓に持病があります。双子の出産に伴い、持病が悪化しました。現在、病状は落ち着いていますが、今後いつ悪化するかわかりません。持病が悪化したら、子どもたちはどうやって生きればいいのか、夫がそばにいない今の状況は不安でたまりません。

そして、原告番号40の夫である原告番号39は、自らは家計を支えるため福島県郡山市に留まり、仕事を続けながら、妻と子どもたちを避難させているが、子どもたちと月1回程度しか会えない寂しさや妻に負担をかけている心苦しさ、子どもの成長を見守れないつらさ、子どもたちに会うための経済的負担などを述べている。

妻と子どもが神戸に避難してからは、私は、毎月1回は神戸に行って家族と会う機会を設けています。金曜の夜、仕事を終えてから新幹線で福島を出発し、片道5時間かけて神戸の避難先まで行っています。往復でかなりの時間とお金がかかるので、毎週行きたくても行けません。子ども達は、口には出しませんが、家族離ればなれで暮らしていることを本当は寂しく思っているのではないかと思います。幼稚園のイベントについても、最近、平日でも父親が参加することは多いようなのですが、私はそれに参加することはできません。

ですから、連休などで神戸に来た際には、ちょうど幼稚園のイベントが開催されていれば、意識的に参加するようにしています。また、子ども達は、少しずつ勉強もしているのですが、今の生活では勉強を教えてあげることもできません。

妻と子ども達と離れて暮らしていることで、妻にはたくさん負担をかけていると思います。妻が突然体調を悪くしても、私が、子どもの世話を代わりにしてあげたりできません。また、日常生活の中で、男手が必要な場面は多くあると思いますが、そのような場合にもタイミング良く助けてあげることはできなくて、妻には本当に大変な思いをさせていると思います。

また、福島市から避難した原告番号82は、原発事故によって、親族の交流が途絶えてしまった悲しみ、孫に会うことのできないまま亡くなった父親の無念さを語っている。

私の両親は自宅から車で1時間半ほどの場所に住んでいました。本件事故前は、2ヶ月に一度程度子ども達を連れて遊びに行き、子どもの行事などがあるときには両親に来てもらっていました。両親は孫の成長をとても楽しみにしていました。ところが、妻と子どもらが本件原発事故により関西に避難したため、会えなくなりました。子どもらへの放射能の悪影響を考えると、子どもらを両親のところへ帰省させることはどうしてもできませんでした。かといって、両親も高齢で遠く離れた孫達のところまで行く体力気力がありませんでした。孫の健康のことを思えば避難したこと理解はしてくれていたと思いますが、両親の孫に会えなくなった寂しさ

は計り知れないものだったはずです。私は、寂しがる両親に1人ででもできるだけ会いに行くように心がけていましたが、仕事が忙しく、そう頻繁には行けませんでした。私も兵庫に引っ越してからは遠くて時間も費用もかかるので、盆や正月などたまにしか行くことができません。

父は平成25年3月に亡くなりました。結局、平成23年3月13日以降、一度も孫に会えずじまいでした。無念だっただろうと思いますし、私もいたたまれない気持ちです。父の葬儀には夫婦で参列しましたが、今も兵庫に比べて高い放射線量を計測している福島に子ども達を連れては行けませんでした。

イ 避難に伴う家族崩壊の危機

また、上記のように、家族が分断された生活は、避難する者、留まる者いずれにも大きな負担を強いることになり、放射線の危険に対する考え方の違いや、被ばくを避けるために避難することによる過大な負担から（経済的負担、精神的な負担、子どもの教育への影響（進学、別居を続けること）など）、夫婦間や避難元にいる家族と避難先の家族との間で対立を生じさせ、これまで円満だった家族関係に亀裂が入り、夫婦間であれば離婚問題にまで発展する事態も生じている。

そして、原告らのなかにも、本件事故までは円満だった夫婦関係が、本件事故をきっかけに悪化してしまった者も少なくない。

福島県白河市から避難した原告番号22は、放射能に対する考え方の違いによる夫婦関係の深刻な対立が生じ、夫に反対さ

れながらも避難をしたことにより、生活費ももらえなくなってしまったと述べている。

私は、避難するまで、子どもたちが放射能による健康被害を受けないように、食品にも気を遣い、玄関やベランダをデッキブラシで掃除する、換気扇を回さない、布団の外干しをしないなど、できる限りの被ばく対策を講じました。しかし、夫は私の被ばく対策を意味がないと言い、やめるように言いだしました。私がカウンターで線量を測ることさえ許してくれず、私が購入したミネラルウォーターを捨て、家でご飯を食べなくなりました。今まで、私は夫の意見に従ってきましたが、今回は譲歩できる話ではないと被ばく対策を続け、衝突が増え、夫との関係は次第に悪化していきました。私が、平成23年の夏休みだけでも関西に行きたいと言うと、夫は拒否反応を示し、行くのなら帰ってこなくていいと言いました。私は、当初は夏休みだけ滞在する予定でしたが、関西で子どもたちが溌剌と子どもらしく遊んでいる姿を見て夏休み後も関西にいることを決意しました。夫は、避難に反対でしたので、私たちを福島に帰らせるよう、年金や健康保険を自分で払えと言ってきて、生活費も支払ってくれなくなりました。私は、弁護士に婚姻費用分担請求調停を申立てもらい、ようやく生活費をもらえるようになりました。私は、夫が子どもたちのために関西に来てくれることを願っていますが、夫は頑なに拒絶し、反対に、私や子どもに戻ってきてほしいと言います。

また、福島県いわき市から避難した原告番号34は、原発事

故による避難により、夫の精神状態が悪化してしまったこと、家族関係が崩壊寸前の状況にまで追い込まれてしまった状況について語っている。

兵庫県に避難してからも夫や義理の両親への説得を続けましたが、夫からは一方的に離婚すると言われ、電話もつながらなくなり、生活費ももらえなくなりました。しばらくして夫が突然病院に搬送される事態となり、家族との離れた生活のストレスによるパニック障害、うつ病と診断され、その後仕事を続けられなくなってしまいました。

義理の両親からは「息子を殺す気か」と怒鳴られました。さらに、夫は、私を「お前のせいだ。人殺し。」などと罵り、私と子どもの前で包丁を持ち出し自分の手首を切ろうとまでしました。

避難後はずっとこのような状態が続き、家族分断により、私たち家族は心身ともに疲れ果て、追い詰められていきました。また、職を失い、わずかな貯金を切り崩しながらの避難生活で経済的にも追いつめられていきました。何よりそんな大人たちを一番近くで見ていた子どもたちが一番の被害者で、その苦しみは計り知れません。

2 避難生活での孤立・孤独感、葛藤

(1) 避難生活における不安、孤独感、ストレス

避難者らの多くは、本件事故まで、住み慣れた土地、先祖代々受け継いできた土地に住み、家庭菜園や畑で野菜を作り、親戚や友人と交換し合うなど、自然豊かな環境の中で充実した生活を送っていた。また、近隣住民や親戚との人間関係を大切にし、地域

社会の中で、互いに助け合いながら生活していた。

ところが、本件事故を契機に避難を余儀なくされ、愛着のある土地を離れざるを得なくなつた。避難者らの多くは、仕事や住居を失い、喪失感にさいなまれている。望郷の念を抱きながら、見知らぬ土地、誰一人知り合いのいない土地での不安定な生活を余儀なくされており、多大なストレスを抱えている。さらに、先の見通しのたたない生活への不安ものしかかり、本件事故前にはあたりまえのようにあった地域の人々との交流もないなかで孤立感を強めている。

また、大阪弁護士会災害復興支援委員会が実施した大阪府下への避難者への聞き取り調査報告書（甲E共1号証、以下「大阪弁護士会聞き取り調査報告書」という）によっても、住み慣れた土地を離れる喪失感の大きい高齢者については、引きこもりや認知症の発症、悪化等の報告もあり、ストレスによる体調異変、持病の悪化を懸念する声も多く聞かれている。

（2）避難先での不十分な支援、周囲との温度差

避難者らは、地元に留まる人々や家族との分断や慣れない避難先での先の見えない生活による孤独感やストレスに加え、「復興」の名のもとでの帰還を促す動きが加速するなか、避難先の人々との放射能の危険性や健康被害や食品の安全についての認識の差にも苦しまなければならない状況に陥っている。

本件事故から3年8か月が経過し、被告国や被告東京電力は、事故の収束、被害の矮小化に躍起になっており、公的な支援も打ち切られつつある。例えば、自治体等が実施している被災者向けの緊急雇用は、1～2年の短期的な就労の機会を確保しているにすぎない。就労期間が終了した後、避難者らは支援の得られない

中で新たな就労先を探さなければならない困難に直面している。また、「応急仮設住宅」等による行政の住宅支援は、1年ごとの延長をする自治体が多いものの（神戸市では平成26年9月末になりようやく1年の延長が発表された），その後については、極めて不確実な状況となっている。そのため、避難者らは半年後、1年後の住居さえ見通しの立たず、生活設計ができない不安定な状況におかれている。

さらに、避難者らは、避難先での周囲との関係にも苦しまなければならぬ。

大阪弁護士会聞き取り調査報告書によれば、避難者らは、帰還できるか否かの見通しも立たず、避難先で生活基盤を築くことも帰還に向けた具体的な準備もできないなか、避難先の人々から、「あなたは福島に帰るんでしょう」と心ない言葉をかけられ、避難先のコミュニティに溶け込みたいと思いながらうまく溶け込めない状況も報告されている（甲E共1号証）。

福島県南相馬市から避難した原告番号24は、慣れない土地での生活に戸惑いやストレスを感じている。

避難当初は、言葉が違うことに戸惑いを感じていました。また人の目が怖かったです。「福島」からの避難者であるということで偏見の目で見られるかもしれないと考え、車のナンバープレートを変えました。福島でなじみのあったイトーヨーカドーやヨークベニマルなどの店舗がないことにも戸惑いを感じ、友達と一緒に買い物をしている人を見て、孤独を感じました。平成23年11月ごろには、将来に対する見通しがたたず、避難したことによるストレスからか、頭部に500円硬貨ほどの脱毛の症状が現れました。平成24年1

月頃に社会福祉協議会から避難者で集まらないかという声をかけてもらうまでは、孤独を感じることが多かったです。

また、福島県郡山市から避難した原告番号53は、周囲への相談を躊躇し、悩みや不安を抱え込み、孤立感を深めてしまっている。

神戸での生活がつらいと思うこともあります、神戸の長男の学校のお母さん友達や職場の同僚に話しても、理解してもらえない、気を遣わせてしまうのではないかと思うと、相談することはできません。だから、今でも生活の不安や悩みは、一人で抱え込んでしまっています。神戸にも避難者の支援団体があることも知っていますが、私には福島出身であることを隠したい気持ちがあって、積極的に参加することができません。

避難者にとって、帰還の見通しが立たないなか、これまで述べた経済的負担、孤独や不安を感じながらの生活に加え、避難先の十分な理解や支援がないなかでの生活再建は、過酷を極めるものである。

(3) 避難を続けることへの葛藤

避難者は、本来、被ばくを避けるために避難したことは何ら責められること、後ろめたさを感じることではないにもかかわらず、避難したこと自体に葛藤があり、留まる者に対して罪悪感を抱えながら日々生活をしている。

また、避難生活による経済的負担、母子避難の長期化に伴う家族の分断・家族関係の悪化、などにより、被ばくを避けるために

多大な犠牲（経済的負担、人的関係の喪失等）を伴いながら避難を続けるべきかどうか、日々、苦しい選択を迫られているのである。

3 生活基盤の崩壊・経済的困窮

（1）仕事の喪失

避難者らは、避難に伴い、それまでの仕事を失い、生活の糧を得る基盤を失った。避難者らは、本件事故から3年8か月が経過してもなお、帰還の見込みはたたず、避難先で就業をするべきなのか、避難元での仕事に戻るべきなのかといった生活再建の目途をたてることができないままである。

福島県郡山市から避難してきた原告番号1[]は、本件事故により長年営んでいた事業を断念せざるを得ず、債務だけが残り、現在の就労状況も不安定であると述べている。

私は、郡山市内で、絵具や版画材料などを販売する画材店を営んでいました。画材店の経営は決して楽とはいえませんでしたが、妻と支え合い、自営業者としてそれなりに生計を立ててきました。しかし、避難に伴い、長年営んできた画材店をたたみました。日本政策金融公庫から事業資金として借り入れていた1400万円ほどの債務だけが残っています。今は、利息分の月額2万5000円前後をかろうじて返済している状況です。避難してからは、私も妻も被災者緊急雇用などを利用し、勤務していますが、期間雇用であり、不安定な地位におかれています。収入も激減しました。これから、どうやって生計を立てていけばいいのだろうかと底知れない不安があります。

そして、仕事の喪失は、経済的な基盤の喪失という財産的な損害にとどまらず、それまで築いてきた無形の価値や関係を失わせていることも忘れてはならない。

(2) 生活費の増加・経済的困窮

さらに、避難者らは、仕事という生活の糧を喪失した一方、避難生活に伴う生活費の増加等により経済的に困窮している。着の身着のままの避難、最小限の荷物しか持ち出せない中での避難を強いられた者や、父は避難元に残り、母と子が避難するという二重生活を選択せざるを得なかった者は、避難先で生活をしていくために家電や家具を新たに購入しなければならない。

本件事故以前は、自らあるいは地域で米や野菜などの農作物を作り交換しあうなどの自給自足によっていた者は、そのような生活ができず、すべての食品を購入せざるを得なくなり、生活費は必然的に増加する。

そして、避難しながら、避難元に残してきた住居の住宅ローンを支払い続けている避難者もいる。家族が別々に暮らす二重生活により、家賃や光熱費、食費をはじめとする生活費が増加し、経済的負担に苦しんでいる家庭も多くある。

特に区域外の避難者は、東京電力からの低額の賠償を受けただけ、あるいは、一切の賠償金を受領していない状況のなか、これまでの預貯金を切り崩しての生活を余儀なくされている。

福島県伊達市から避難した原告番号70は、避難により収入が減少し、避難元の住宅ローンの負担も重く、今後の住宅支援が不透明であることにも不安があると述べている。

私は、福島での仕事を辞めて避難してきましたが、幸い、大阪で前職を生かした仕事に就くことができました。

しかし、妻は、福島に住んでいるときは、フルタイムの正職員として働いていましたが、現在は、週3回程度のパートタイムで働いています。

身近には頼れる家族や親戚もおらず、子どももまだ小さいので、フルタイムで働くのは難しい状況です。

そのため、妻の収入は、原発事故前の4分の1に減りました。原発事故がなければ、私たち夫婦は前の職場で働き続けることができましたし、勤続年数に応じて、退職金ももっと増えたはずでした。

現在は、無償で市営住宅に居住することができますが、更新は1年ごとで、最近、期限は2016年3月末までとなりましたが、今後、延長されるかどうかもわかりません。

住宅支援が打ち切りになってしまふと、福島の自宅の住宅ローンの支払いに加え、神戸の住宅費用の負担も増えることになり、経済的にかなり逼迫することになります。家を新築する際に組んだ住宅ローンの返済が、あと18年残っています。

子どもたちが成長するにつれて、食費や教育費もかかることがあります、収入は原発事故前と比べると激減しており、今後の生活への不安は尽きません。

(3) 避難先での不安定な住宅基盤

加えて、避難者らは、住み慣れた土地・住居から離れざるを得なくなり、自らが生活していく基盤を失った。

そして、避難先の住居についても、避難先で、災害救助法に基づく「応急仮設住宅」(一部自治体は、独自の施策で住宅提供をし

ている)への入居などの援助があることを知らず、民間の賃貸住宅の家賃を払い続けている者の中には、経済的負担に苦しんでいる者もいる。

また、入居することになった公営住宅の老朽化が進んでいるなど、良好な生活環境を確保できているとはいえない者もいる。「応急仮設住宅」等に入居している者であっても、入居期間は多くは1年ごとの延長という不確実な状況である。また、避難した自治体によって支援にばらつきがあること、応急仮設住宅から別の応急仮設住宅への転居も原則として認められておらず、狭い部屋で多人数での生活をせざるをえなかったり、転勤等がある仕事に就きにくかったりするなどの不便を強いられていることなども避難者が不安を感じる要因となっている。避難者らは、いつ打ち切られてしまうのか、次の住宅をどのように確保していくべきかという不安を抱えながら、就労や進学の見通しすらたてられず、生活再建ができない状況に苦しんでいる。

福島県岩瀬郡から避難した原告番号11は、住宅支援が流動的であるため先の見通しが立たず、住宅支援がなくなればさらに経済的に困窮してしまい、避難を続けることが難しくなると述べている。

住宅支援には感謝していますが、住宅の支援は、入居当初は平成24年3月末までとされており、平成23年秋に1年の延長がなされ、その後毎年1年ごとの延長措置がなされ、現状では平成27年3月末まで入居が許されることになりました。(※平成28年3月までの発表がされたようですが、個別通知は届いていません)

しかし、今後は、再度延長されるかも、されるとしてもい

つまでかも不明であるため、長期的な生活設計をすることもできません。住宅支援が打ち切られてしまうと、神戸で避難生活を続けることも難しくなってしまうので、不安な日々を送っています。

私たちは母子避難ですので、福島に残る夫との二重生活になり、実質2世帯となつたため、生活費もかなり増加しました。少しでも生活費の足しにしたいと、私も神戸でパート職に就き、娘を保育所に預けて仕事を始めました。福島の自宅の住宅ローンも残っています。娘が成長するにつれて、教育にかかる費用も発生していきます。

これに加えて、もし神戸で家賃も発生し負担していくことになると、ますます生活が苦しくなり、神戸で避難生活を続けていくことが難しくなりますが、いまだに除染もされていない地元に帰って、汚染の不安がある食材を食べさせながら、娘を被ばくの危険に晒しながら育てていくことはしたくないのです。

ほかにも、現在の避難先からいずれ移動しなければならないと考えると、必要最低限の物しか買えず、大きな家具を買えないなど、避難者らは不自由な生活を強いられている。

第4 生涯消えることのない被ばくによる健康被害への恐怖

現在、福島県による一定の健康診断もなされているものの、そもそも避難者らへ健康診断の情報が届いていないなど、その体制や内容は極めて不十分であり、避難者らの被ばくによる健康被害への不安は日に日に大きくなっている。

そして、このような不安は一時的なものでは決してない。避難者らは、将来にわたり被ばくによる健康被害への不安を抱え続けなければならない。

福島県郡山市から避難した原告番号61は、子どもに嚢胞が確認されたこと、尿からセシウムが検出されたことなどによる不安や恐怖を感じていると述べている。

私は、娘の将来のことが気にかかり、何度か娘に放射線被ばくの検査を受けさせてきました。2011年9月下旬、フランスのACRO(アクロ)というNGOが行う尿検査を受けたところ、セシウム134、137が微量ながら検出されました。また、2014年1月には神戸市内の病院で甲状腺検査と血液検査を受けました。その際、嚢胞が2個確認されましたが、血液検査では悪性ではないと言われたので、様子を見ている状態です。また、同時期に改めて、尿検査をしたときには微量ながらセシウム137が検出されました。これから、娘がどのような病気にかかるのかわかりません。また、これからもいわれのない差別を受けてしまうかもしれません。

福島県伊達市から避難した原告番号70は、子どもの将来の健康に不安があり、子どもが甲状腺検査でA2判定となったことを述べている。

私たち夫婦は、福島にいる間に、子どもの被ばくを避けようと努めてきましたが、被ばくを完全に避けることはできず、将来、何か影響が出てしまうのではないかという不安を

常に抱えています。国は、「直ちに影響はない」と言いますが、被ばくによる健康被害については様々な見解があり、リスクがゼロではない以上、安心できるはずがありません。

子どもたちの被ばくによる健康被害を少しでも避けるため、福島県民健康調査やホールボディカウンタによる内部被ばくの検査などを受けさせたりしています。事故後3年間の検査では、異常はみられませんでしたが、2014年3月に西淀病院で受診した際には、下の子どもの甲状腺エコーの検査結果がA2となっていました。

第5 避難生活の継続や帰還についての苦悩や葛藤

1 容易ではない帰還

避難生活を続けることについての苦悩や葛藤がある一方で、避難元へ帰還することも、避難元での被ばくに対する不安や避難先でようやく築き上げた生活を失うことになり、決して容易ではない。避難者らは、原発事故により、避難生活の継続と帰還のいずれを選択しても苦しみや不安を抱えながらの生活を余儀なくされることになる。

本件事故発生から3年8か月以上たった現在も、廃炉に向けた作業が始まられてはいるものの、放射性物質を含む汚染水が貯水槽から漏れていることが連日報道されるなどトラブルが後を絶たず、本件事故が収束した状況にあるとは到底言えない。

避難元への帰還を望んだとしても、本件事故が収束していない上に、各地域の除染計画の多くも著しく遅延している。また、被告国の区域設定上、帰還が可能であるとされていても、除染が不十分な地域も多い。除染によって一時的かつ局的に放射線量が低下して

も、除染がされていない場所や除染後しばらく経過した地域では、再び放射線量が上昇している場所もあり、安心して帰還できる状況とは言い難い。

このような状況から、避難者は、放射性物質が大量に放出されるような事故が再び起きるのではないかという不安が生じ、帰りたくても帰ることができない、帰らないという判断をせざるを得ない。

2 帰還に伴う更なる負担

仮に、帰還できたとしても、本件事故により失われた人間関係を再度構築すること、一度失った仕事や生活基盤を一から再建することは容易なことではない。

区域内避難者においては、生活をしていくために最低限必要である、上下水道、交通網の整備・復旧、学校・病院の再開、職場や商業施設の復旧といったインフラが本件事故により崩壊してしまった。復興が進みつつあるとはいえ、水道水から放射能が検出されたり、再開した学校においても児童の多くが戻ってきていたりなど、本件事故前の状況には程遠い。

また、避難先での生活が長引けば長引くほど、避難先での仕事、人間関係など生活基盤を築いていくことから、避難先での生活を清算し、帰還して再度生活を築くには莫大な費用とエネルギーを要することになる。避難者らは、故郷への思いから帰還したいと思っていても、数年間その地で生活ができない以上、避難先で再出発を始めなければ、人生の取り返しがつかなくなってしまうのである。

第6 子どもたちの受けた被害

1 避難するまでの制限された生活

子どもたちは、本件事故まで、避難元で、屋外での遊びや運動な

どを楽しみながら、のびのびと成長してきた。ところが、本件事故により、目に見えない放射能に怯えながら、子どもらしい生活を著しく制限されることとなった。

福島市から避難した原告番号8は、避難するまでの子どもたちの自由を制限された生活や親としての葛藤を述べている。

子どもには外遊びをとにかく我慢させました。事故から2年目になると、周囲では、除染したということで公園で遊ばせている人もいましたが、線量を測ると高いままであり、私は子どもには外遊びはさせないようにしていました。友達が遊びに誘いに来ても断らなければならず、子どもがかわいそうという思いもありました。

学校のプールも2年間我慢させました。2年目は、学校が除染後の数値を通知し、参加の可否は各家庭で決めてくださいということになっていました。学年では4人ぐらいがプールの授業に参加しませんでした。放射線を気にする人は既に避難していました。4人は代替で体育の授業が受けられるわけでもなく、別室での学習となりました。子どもは泣いていましたが、それでも我慢させました。

給食も、学校が地元の食材を使うようになってからは、子どもには弁当を持たせるようにしていました。弁当を持参する子どもは学校で一人だけでした。子どもは嫌がりませんでしたが、避難して、学校でみんなと一緒に給食を食べるようになり、実は給食を食べたかったと言いました。子どもに我慢を押し付けるのが親として正しいのか、子どもの涙を見るたびに悩みました。

2 避難による家族の別離

また、「第3 1 (3) 家族の分断」で述べたとおり、母親とともに避難をしたことによって、父親と離れて暮らすことになった子どもも多い。母親は、このまま避難生活を続けることが家族のために望ましいことなのか、子どもにつらい思い、寂しい思いをさせていのではないかと苦悩している。

3 避難元の仲間との突然の別離や避難先でのいじめ

子どもたちは、避難によって、これまで共に学び遊んできた仲間との別れを余儀なくされた。そして、新たな環境での生活を送ることとなつたが、子どもたちのなかには、新しい環境で心ない言葉をかけられる者や周囲になじめず心に傷を負ってしまった者もいる。

福島県郡山市から避難した原告番号53は、子どもたちが、避難先で辛い思いをしていることや福島に戻りたいという思いを抱いていることに心を痛めている。

平成23年4月から長男は神戸の小学校に通い始めました。そこで出てくる問題は、やはり言葉の壁でした。長男は、数人の子供たちから「関西弁しゃべれ」とか「話し方変」と言われて、最初の頃は学校に行きたくないとよく話していました。その他にも「福島って原発のどこだよな」と言われて嫌な気分になったとも話していました。確かに、私も、福島ナンバーの自動車に乗っていたために、知らない人に「福島だってー」と指差されたり、「福島ナンバーだったら不便だから変えたほうがいいよ」と言われたことがあります。私も不快な気持ちになるのに、幼い長男はなおさら傷ついたことと思います。今まで気にしたことなかつたけれど、福島出身であることを隠したいとまで思いました。

最初の頃は、長男もなぜ避難しているのかわからず、福島の友達に会いたいせがむこともよくありました。私もなぜ神戸で住むことになったのかについて、長男には十分な説明はしていませんでした。長男の気持ちを考えて、もしかしたら帰れるかもしれないという話もしていました。私自身は、避難後しばらくして、長男の健康を考えて神戸に残ることは決めていました。ただ、長男にはなかなか伝えることができず、ようやく昨年長男が小学校6年生になるタイミングで、福島には帰らないことを伝えました。しかし、今でもたまに「福島に帰らないの？」と口にすることがあります、そのときは悔しい思いを抱きます。

また、福島市から避難した原告番号83は、避難によって子どもたちが経験した不安や悲しみについて述べている。

避難生活をするにあたり、子どもたちにもかわいそうな思いをさせました。地震によるショックが冷めやらぬうちに、住み慣れた家や、父親と離れて、見ず知らずの場所で生活することになったのですから、不安や淋しさは相当大きかったと思います。避難直後の生活では、私の姿が見えないと落ち着かなくなり、家の中にいても私から片時も離れようとしませんでした。「福島に帰りたい」「パパに会いたい」と泣くことも何度もありましたし、京都に会いに来た夫が福島に帰る時は、夫にしがみついて泣いていました。福島でお世話になっていた保育園の先生や友達とも、それっきり会うことができなくなりました。

福島を離れてから現在まで4回も転居が続き、子どもたちは、そのたびに仲良くなった友達とも別れ、新しい環境に身をおかなければなりませんでした。本件原発事故を原因とした不安定な生活により、子どもたちが被った不安・淋しさ・緊張・悲しみは、言葉で表せないほど大きなものだったと感じています。

福島県郡山市から避難した原告番号61は、娘が避難により転校したもの、周囲の理解が得られず不登校となってしまった状況を語っている。

避難によって転入した先の学校の先生は、娘が引っ越してきた理由に理解をしめしてくれず、娘はショックを受け、また、友達に福島の話や放射線の話などをするけれども共有してもらえないとのことで、転入から1か月も経たないうちに学校に行くことができなくなりました。

第7 おわりに

以上のように、本件事故によって原告らが受けた被害は、極めて多様かつ複合的なものであり、それぞれの被害が複雑に絡み合うことで、より一層深刻な被害を被害者らに与えている。本件事故により、被害者らは、生活そのものを奪われ、これまで培ってきた人間関係、仕事などの基盤を喪失した。本件事故から3年8か月が経過し、避難した新たな土地で、生活基盤を築こうとしている者もいるが、新たな土地での生活も、不安や葛藤を抱えながらのものであり、本件事故前の生活には程遠い。被害者らは先の見えない不安を抱え

ながらの生活を余儀なくされており、原告らが受けた損害は、原告個人の犠牲によって終わらせるべきものではない。そして、避難した原告の被害も、避難元に留まった原告の被害も、本件事故により被ばくし又はその危険に晒されたという共通の事実から発生し、被害の現れ方に差異はあっても、両者の間に根本的な差異はない。

原告らは、本件事故発生から3年8か月が経過した現在も、避難するも地獄、故郷に留まるも地獄、故郷に帰還するも地獄というべき耐え難い被害に苦しみ、もがき続けている。このような原告らの被害実態に真摯に目を向けることこそが、本件事故の被害の甚大さを理解するためにも必要不可欠である。

以上